

## 1. 指名停止対象業者

ヤンマーアグリジャパン 株式会社 （本社：大阪府大阪市）

## 2. 指名停止期間

令和6年1月26日～令和6年2月25日（1か月）

## 3. 指名停止理由

対象業者は、元請けとして施工した工事において、令和3年5月15日にコンクリートポンプ車を使用させて作業を行っていた際に、労働者1名がコンクリートポンプ車のブームと型枠の間に挟まれる事故を発生させた。

この件について、対象業者及びその従業員は同工事現場における機械の配置に関する計画を作成しなかったとして、労働安全衛生法違反により罰金刑が確定し、このことが建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局長から、建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けたため。

## 4. 指名停止措置の根拠

同社は、「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止に該当するため、「鹿島市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等の措置要領」第2条第3項に基づき、1か月の入札参加資格指名停止とする。

### ○措置要領第2条第3項

「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止の措置を受けた有資格業者については、第1項の規定にかかわらず、当該要領に基づく、指名停止期間を準用して指名停止を行うものとする。